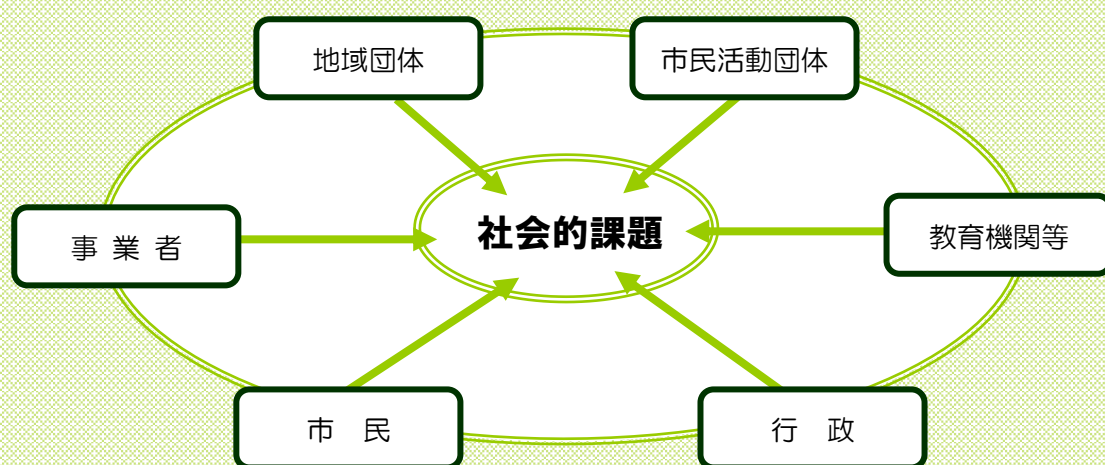


自らが考え、さまざまな立場を認め合い、知恵や力を活かしあう

刈谷市共存・協働のまちづくり 推進基本方針



共存・協働のまちづくりとは

さまざまな市民、地域団体、市民活動団体、事業者、教育機関等、そして行政が、
暮らしやすく心の通ったまちにしていくなための課題を「自分ごと」ととらえ
お互いを尊重した上で
目標を共にしながら、知恵や力を活かしあい
「対話」「理解」「共感」を大切にしながら
取り組むことを意味します

共存とは？

年齢・性別・国籍・障害の有無といった一人ひとりの違いや
さまざまな考え方・活動・組織の存在を認めあって、多様性を大切にすること

協働とは？

同じ目標を達成しようとする者同士が、各々の考えや行動の仕方が違って
お互いの特性を活かしあって、協力すること

まちづくりとは？

自分たちのまちがどのようなまちであつたらよいかを考え、話し合い
生き生きと暮らせるような空間・社会・制度をつくっていくこと

なぜ、共存・協働のまちづくりが必要なの？

豊かな自然環境に恵まれ、産業が盛んな活気あふれるまちとして発展した刈谷市。しかし…

- ①子育てや高齢者介護など暮らしの困りごとを担ってきた家族や隣近所の結びつきが弱まってきたため、これからは地域で支えあい、解決していく力が重要になってきました。
- ②地域で多くの課題が生じる中で、さまざまな組織が各々の資源や特性を活かし、協力して課題解決に取り組むことが必要になってきました。
- ③法的制度を前提とした行政によるサービスだけでは、複雑化・個別化する市民のニーズに対応することが難しくなってきました。市民のニーズに応えるためには、日常生活での課題を把握している地域団体や、多様なニーズに先駆的・柔軟に対応できる市民活動団体などの提案を反映したり、市民自らが担い手となり、行政がそれを応援するという新しい関係づくりが重要になってきました。

こうした社会状況の中で、市民一人ひとりがまちの課題を自分のこととして取り組み、また、さまざまな人や組織がよいまちにしようという目標を共有し、お互いを活かしあって協力していく「共存・協働のまちづくり」が必要になってきたのです。

共存・協働のまちづくりで何をめざすの？

「共存・協働のまちづくり」のために、「市民がより主体的に生きることができるまち」「さまざまな人や組織がつながりあって、市民の力が地域に活きるまち」を実現することで、刈谷市の市民やまちの姿が次のようになっていくことをめざします。

(1)「市民がより主体的に生きることができるまち」にしていくことで…

- ① まちの課題を「自分ごと」と感じる市民が増える
- ② 地域活動に参加することが、「楽しいこと」になる
- ③ いろいろな市民が、さまざまな形で力を活かせる
- ④ 地域の課題を話し合いで決めていく
- ⑤ 市民が参画し、責任を持つ
- ⑥ 必要なサービスは市民自らが担う
- ⑦ ひとりで悩まず話し合う場がある

(2)「さまざまな人や組織がつながりあい、市民の力が地域に活きるまち」にしていくことで…

- ① 活動する人の輪が広がる
- ② 身近な場で時代にあった助けあいが行われる
- ③ 市民同士の交流により、地域への関心が高まる
- ④ 地域の問題解決について話し合える場がある
- ⑤ 経験や力を持ち寄り、市民同士が協働する
- ⑥ 人づくりに腰をすえて取り組んでいる

市民と行政の関係の「これまで」「これから」「将来的な目標」

(1) これまでの関係

市民の暮らしに必要な公共サービスの提供や、地域の課題を解決する役割は、主に行政が担ってきました。

市民による主体的な取り組みもありましたが、行政との接点や市民同士の協力はあまりありませんでした。

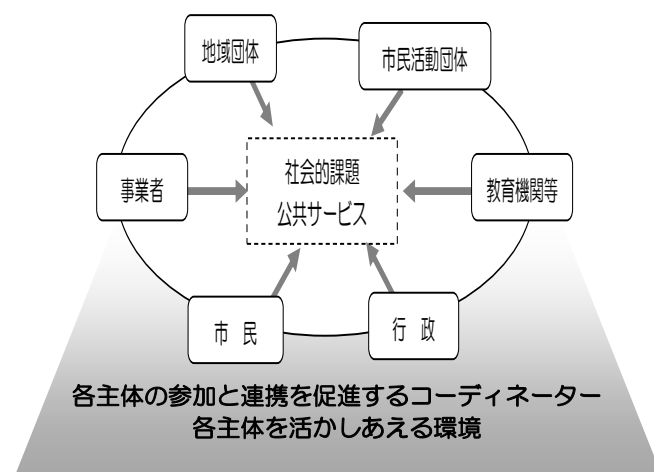


(2) これからの関係

行政によるサービスだけでなく、「市民が地域の課題に自発的・自治的に取り組む」「市民と行政の力を組み合わせると効果が上がることは協力して行う」ことを進めます。

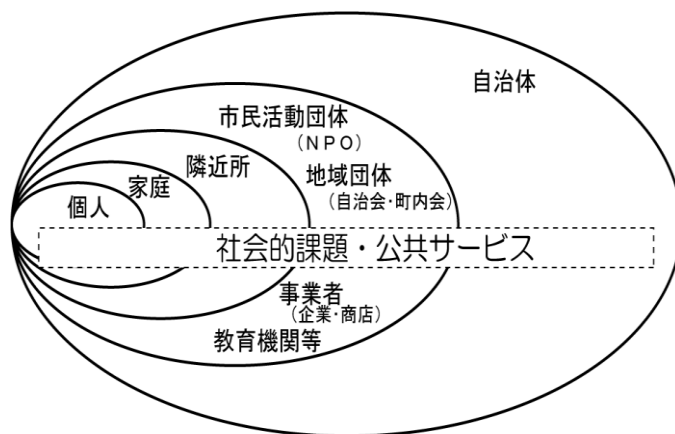
また、地域のさまざまな組織や人々が協力・連携できる関係をつくります。

まちづくりの多くの権限が行政に付託されているという現状から転換していくために、行政が率先して自らの意識改革を図り、市民の提案や事業推進を支援します。



(3) 将来的な目標としてめざす関係

「市民が主役となり、必要なことは自分たちでつくり出していく（自助、互助・共助）」ことを基本とし、個人や地域などでできないことは行政が補完していく（公助）という、市民主体のまちづくりを実現します。



誰が、どのように取り組むの？

(1)「共存・協働のまちづくり」に取り組むのは誰？

右図のようにさまざまな人や組織が主体的に行動し、各々の知恵や経験を活かしてまちづくりに貢献することが期待されます。

お互いが各主体の特性や能力を認めあい連携することで、自分だけではできない相乗効果を持ったまちづくりを進めます。

そのために、各々が持つ経験や資源を相互に活用できるようにするための情報共有などの「環境の構築」と、効果的なつながりを促進する「調整役（コーディネーター）」の育成に取り組めます。



(2)「共存・協働のまちづくり」をどのように取り組むの？

全ての人や組織に求められる姿勢

- ① 主体的・自立的・自発的に考え、行動する
- ② お互いの存在・個性・組織文化を理解・尊重し、お互いのよさや能力を活かしあう
- ③ お互いの弱点を補いあうとともに、まちづくりに貢献できる存在となるために、自ら成長や改善に努める
- ④ 市民やまちをよくする活動となるために、お互いが納得するまで話し合って、共有できる目標を立てる
- ⑤ 対話・理解・共感を大切にし、信頼関係を構築する

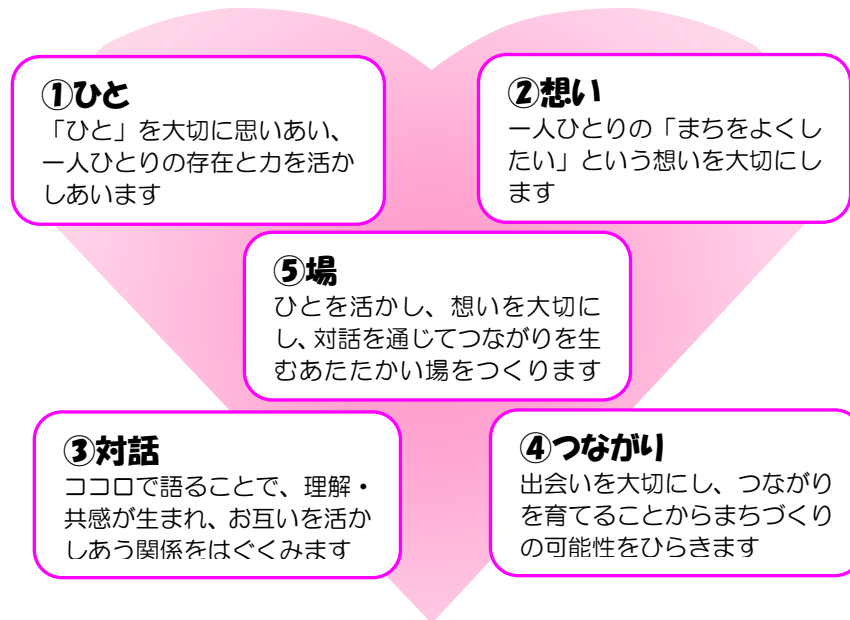
それぞれの主体に求められる姿勢

- 市民：課題を「自分ごと」ととらえ、できることから自発的に取り組んでいく
- 地域団体：住民自治の核として、多様な住民の参加と力を活かした運営を行う
- 市民活動団体：情報発信を積極的に行い、他団体と連携してまちづくり活動を行う
- 事業者：地域と協力しながら、自らの資源を活かしたまちづくり活動を進める
- 教育機関等：地域資源や専門性を活かして、まちづくり活動へ還元していく
- 行政：自律的なまちづくりが発展するための環境整備を行う

共存・協働のまちづくりの進め方

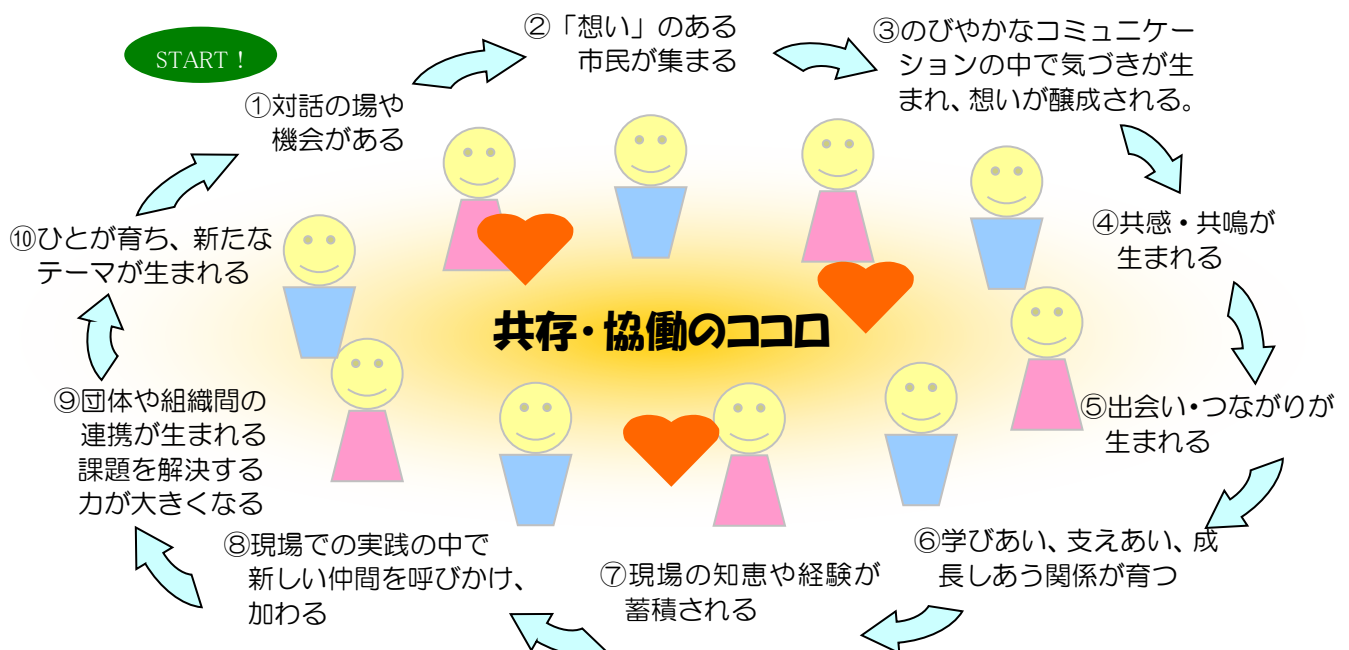
(1) 大切にしたい「共存・協働のココロ」

「共存・協働のまちづくり」を進めていくための具体的な方策や環境整備の土台となるのは、「共存・協働のココロ」です。「共存・協働のココロ」をはぐくむ5つのキーワードを大切にし、まちをより良くしたいという想いを分かちあい、さまざまな人や組織のまちづくりへの参加を促します。



(2) 「共存・協働のまちづくり」がはぐくまれる循環

「共存・協働のまちづくり」を育てるための即効策はありません。「共存・協働のココロ」を持って対話を始めることから、さまざまな立場の人や組織の理解が生まれ、想いの分かちあい・学びあい・助けあいへと発展し、新たな仲間・知恵・資源が集まってくる…といった循環の中で各々の力や協力関係が熟成し、大きなまちづくりの力となっていきます。



共存・協働のまちづくりを支援する6つの重点課題

各支援策を個別バラバラに行うのではなく、仲間・知恵・資源が集まり、必要なところへつながっていく相乗効果をめざし、各主体が協働して共存・協働のまちづくりを進めます。

1 人材育成

多くの市民が参加し、交流し、育ちあう循環をつくる

- (1) 「自分ごと」として「まち」に参加する「ココロ」の育成
- (2) まちづくり活動への多様な市民の参加の促進
- (3) 市民による課題解決活動の創出と発展への支援
- (4) 共存・協働コーディネーターの育成

2 情報

生きた情報がめぐり、参加と知恵を生み出す仕組みをつくる

- (1) 課題解決に役立つ情報の発信・蓄積・循環
- (2) 共感・参加につながる情報の発信
- (3) 必要な情報が必要な人へ行き交う仕組みづくり
- (4) 広く市民に届くインパクトある情報発信

3 場所

ひとが集い、活動やつながりが生まれる場をつくる

- (1) 出会い・活動が生まれるコーディネート機能の充実
- (2) 拠点間連携によるコーディネート機能の向上
- (3) 利用者などの声を反映した施設の充実
- (4) 地域の身近な施設や場の活用

4 財政支援

共感が広がり、解決する力を育てる財政支援をつくる

- (1) 発達段階などに応じた財政支援
- (2) 活動・共感・技能の向上につながる財政支援
- (3) みんなで支え、見守り、応援できる財政支援
- (4) 行政の特性を活かした多様な財政支援
- (5) 既存の財政支援の枠組みの整理

5 行政サービスへの市民参画

市民の力と施策の連動を生み出す仕組みをつくる

- (1) 行政サービスへの市民参画促進の方針の明確化
- (2) 地域課題に取り組む協働事業の仕組みづくり
- (3) 市民が参画しやすい環境・機会づくり
- (4) 市職員の共存・協働への意識・技能の向上
- (5) 共存・協働のまちづくりの検証・改善の仕組み

6 団体同士・異なる主体との交流・協力

まちづくりの可能性を広げていくためのつながりをつくる

- (1) 異なる組織が出会い、協働をはぐくむ機会づくり
- (2) テーマの共有と協働の促進
- (3) 同種テーマの団体間のネットワークづくり
- (4) 協働のノウハウの蓄積と発信

相乗効果を
生む支援策

共存・協働の
ココロ

各主体が
協働で推進

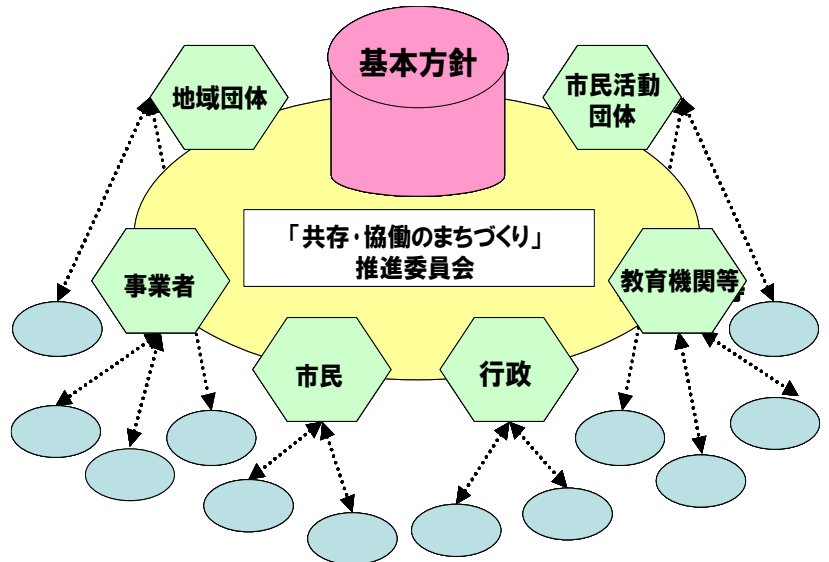
基本方針の本編には、支援策を推進する上で、各主体にどんなことが期待されているかを記載しています。

どんな体制で推進するの？

（１）市民主体の「共存・協働のまちづくり」推進委員会を設置します。

各主体の関係者を委員とした「共存・協働のまちづくり」推進委員会（以下、推進委員会）を設置します。

推進委員会では、各主体が軸になって行っているまちづくり活動の状況や共存・協働の推進に関する必要事項について対等な立場で話し合います。基本方針に掲げた取り組みや新たなまちづくりの課題について、お互いの力を活かしあって、改善や方策を進めていきます。



（２）市民への理解・参加の促進

「共存・協働のまちづくり」の第一歩は、「まちづくり活動の存在を知ること」です。

市民のみなさんが、自治会・ボランティア団体・社会貢献活動を行っている企業などの存在に気づき、また実際にそうした活動に楽しみながら参加できるような仕組みを検討します。

また、ホームページや広報紙など、さまざまな媒体を活用すると共に、地域のつながりや団体間のネットワークといった市民間のコミュニケーションを活かし、「共存・協働のまちづくり」の理解を広めます。

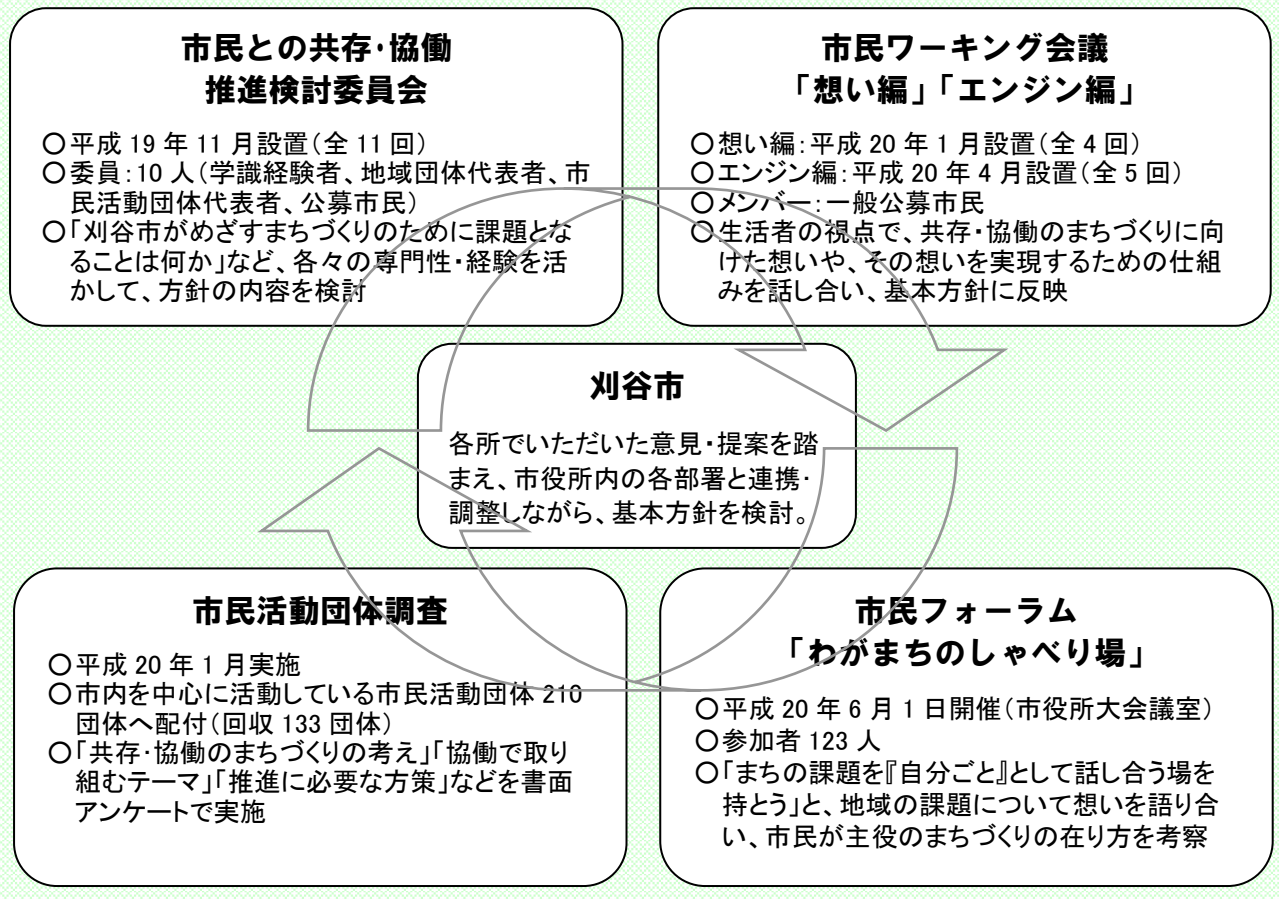
（３）行政における進め方と体制

- ①基本方針に基づいて、行政としての共存・協働についての基本理念、各主体の役割と主体間の関係や、行政の施策について定めた「刈谷市共存・協働のまちづくり推進条例」を制定します。
- ②各関係部署がそれぞれ自律的に協働を進めることができるよう、（各部署にわたる横断的な）共存・協働のまちづくり推進組織を設置し、「共存・協働のまちづくり」の積極的な展開をめざします。
- ③行政が策定する他の計画においても、共存・協働の意識が盛り込まれるよう各部署へ働きかけます。

問合せ先	刈谷市役所 市民活動部 市民協働課 協働推進係
	電 話 ０５６６－９５－０００２
	FAX ０５６６－２７－９６５２
	電子メール kyodo@city.kariya.lg.jp

刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針 策定の流れ

この基本方針は、「市民との共存・協働推進検討委員会」と、「市民ワーキング会議」という2つの組織を設置し、行政のみが方針の内容を検討するのではなく、市民の協働に対する思いや考えが内容に活かされるよう心がけました。同時に、共存・協働のまちづくりをたくさんの人たちに「自分ごと」として感じていただくため、市民活動団体へのアンケート調査や市民フォーラムを開催し、市民のみなさんの生の声・現場の経験が内容に反映されるよう、内容を検討して策定しました。

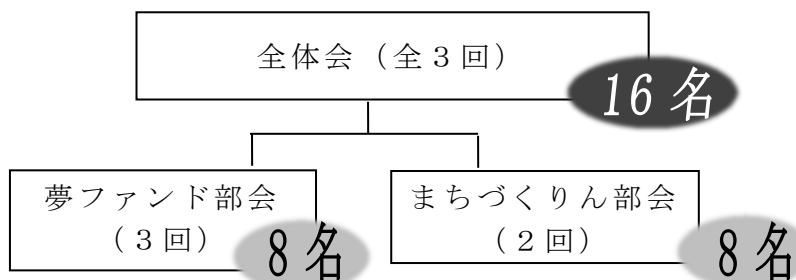


＜共存・協働のまちづくり推進基本方針 策定のあゆみ＞

19 年 10 月	検討委員会 公募	4 月	第 1 回市民ワーキング会議 エンジン編
11 月	第 1 回検討委員会	5 月	第 7 回検討委員会
12 月	第 2 回検討委員会		第 2 回市民ワーキング会議 エンジン編
	市民ワーキング会議 思い編 公募		第 3 回市民ワーキング会議 エンジン編
20 年 1 月	市民活動団体アンケート実施	6 月	市民フォーラム「わがまちのしゃべり場」
	第 3 回検討委員会		第 8 回検討委員会
	第 1 回市民ワーキング会議 思い編		第 4 回市民ワーキング会議 エンジン編
2 月	第 4 回検討委員会	7 月	第 9 回検討委員会
	第 2 回市民ワーキング会議 思い編		第 5 回市民ワーキング会議 エンジン編
	第 3 回市民ワーキング会議 思い編	9 月	第 10 回検討委員会
3 月	第 5 回検討委員会	10 月	パブリックコメント意見募集
	第 4 回市民ワーキング会議 思い編	11 月	第 11 回検討委員会
	市民ワーキング会議エンジン編 公募	21 年 2 月	基本方針策定
4 月	第 6 回検討委員会	4 月	共存・協働のまちづくり推進条例制定

刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会の運営体制

1 委員会の構成



2 委員会の主な検討内容

(1) 全体会

- ① 刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針に基づいた各種施策の検討
- ② 各部会での検討内容の全体共有及び方向性の決定

共存・協働のまちづくり推進基本方針に基づいた各種施策の進捗管理や各部会で検討した協議内容の全体共有などを行う。

(2) 夢ファン্ড部会

- ① かりや夢ファン্ডの活用拡大に関する検討
- ② かりや夢ファン্ডの各補助金の書類審査及び公開審査

かりや夢ファン্ডの活用の拡大に向けた検討を行うとともに、申請に伴う書類確認や公開審査会を行い、適正に補助金が交付されるよう審査する。

(3) まちづくりん部会

- ① 地域活動の現場で、共存・協働のまちづくりを進めるための方策について検討

地域活動を従来からの手法のみで展開することが難しくなった状況を踏まえ、よりよい活動につながる取り組みや方法を検討する。

刈谷市市民活動支援基金

かりや夢ファンド



令和7年度

まちづくりびと支援事業補助金募集の手引き

補助率：9 / 10

上限額：研修場所が国内の場合 10,000 円

海外の場合 50,000 円



まちづくり活動のスキルを高める
勉強がしたいな

**あなたのステップアップ
応援します**

＜受付期間＞

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

◆午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

◆先着順とし、予算額に達し次第、受付を終了します。

【担当・問合せ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住 所：愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 〒448-8501

電 話：0566-95-0002 FAX：0566-27-9652

電子メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/shiminkyodo/1009980/1010004/index.html>

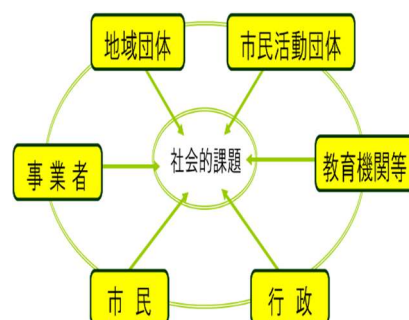
1 制度のねらい

かりや夢ファンド補助金「まちづくりびと支援事業補助金」は、共存・協働のまちづくりの推進のため、刈谷のまちづくり活動に貢献する研修などを自主的に受講し、自らの知識及び技術の向上を図る市民に対して資金の支援をするとともに、研修修了後、自らの活動の向上のみならず、他の団体の活動などへも研修効果が広がることで、刈谷のまち全体の力が上がり、自立し、継続していくまちづくりの循環が生み出されることを期待しています。

■「共存・協働のまちづくり」とは？

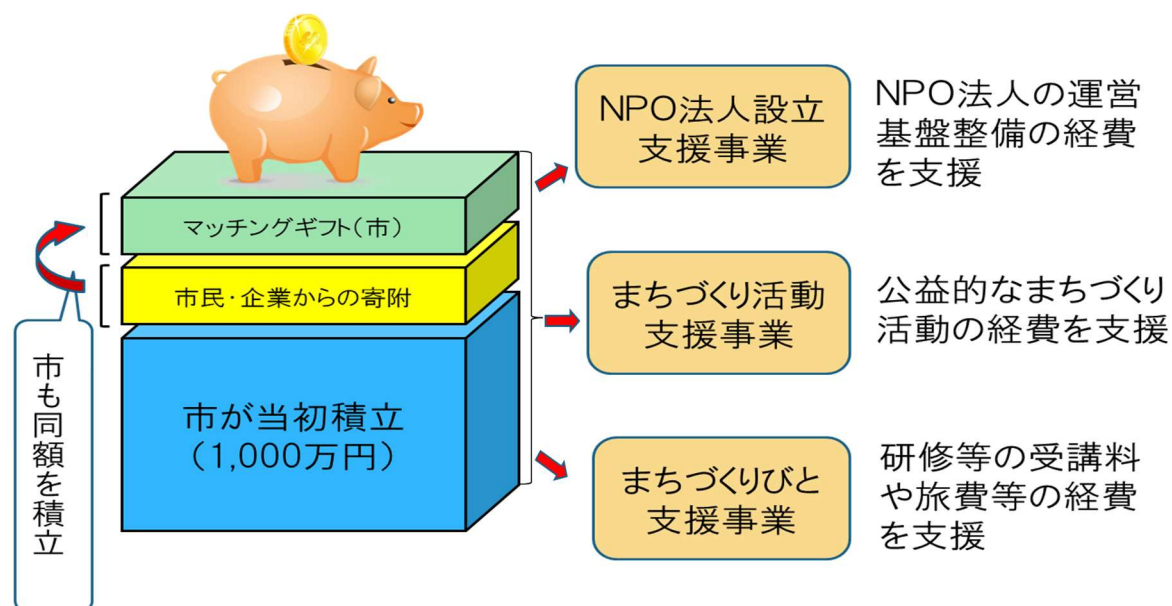
共存・協働のまちづくりとは、暮らしやすく心の通ったまちにしていくために、刈谷のまちづくりを担うさまざまな主体が、まちの課題を「自分ごと」としてとらえ、お互いを尊重した上で、目標を共にしながら、知恵や力を活かしあい、対話・理解・共感を大切にしながら取り組むことを意味しています。

※参考資料「刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針」



■「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する総合的な基金を元に、平成22年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めてかりや夢ファンドに寄附することにより、まちづくりに参加することができる新たな仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。



2 制度の内容

対象者	次の要件のいずれかを満たす人が対象です。 ◆刈谷市に在住、在勤または在学の人 ◆刈谷市外に在住ではあるが、刈谷市内で自主的に公益的な活動を行っている団体に所属する人 ※補助金の交付は、1年度あたり1団体につき2人までです。 ※補助金の交付を受けた人は、交付を受けた日以後3年間は補助対象者となることができません。
対象となる研修	令和7年度中に受講する、刈谷のまちづくり活動に貢献する下記の研修が対象となります。 ◆講習会、セミナー ◆大学院または大学の公開講座 ◆先進都市調査 ※補助対象者が所属する団体が主催するものを除きます。
対象となる経費	◆研修の開催場所までの往復の交通費（公共交通機関に限ります。） ◆研修受講料 ◆研修資料代
対象外の経費	◆公共交通機関以外の交通費 ◆研修を受ける際に必要となった宿泊費
補助率	補助対象経費総額の9/10（100円未満切捨て）
上限額	研修場所が国内の場合は1万円、海外の場合は5万円

3 申請の方法

（1）申請に必要な書類

- ①まちづくりびと支援事業補助金交付申請書
- ②まちづくりびと支援事業補助金研修計画書（研修の概要がわかる書類を添付してください。また所属団体の概要がわかる書類があれば併せて提出してください。）
- ③まちづくりびと支援事業補助金補助対象経費内訳書（対象経費の見積額がわかる書類があれば提出してください。）
- ④まちづくりびと支援事業補助金申請チェックシート

※上記の書類は、市民協働課に設置しているほか、刈谷市ホームページからもダウンロードできます。（①②は Word 形式、③④は Excel 形式）

(2) 提出方法

研修受講前に、直接市民協働課へご持参ください。担当職員がお話を伺った上で受理しますので、十分なゆとりを持ってご提出ください。

※事情により直接提出が難しい場合は、ご相談ください。

※書類の記入方法などのご相談については、市民ボランティア活動センター、市民協働課で随時対応します。

※ご提出いただいた書類は、情報公開の対象となります(個人情報を除く)。あらかじめご理解いただいた上でご応募ください。

4 審査の流れ

審査は、市民協働課にて下記の審査基準に則り補助を決定します。

なお、市民協働課だけでは審査が難しいと判断した場合は、「刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会での審議を経て補助を決定します。

審査基準	1	研修内容及び効果が、公益性のある内容か。
	2	研修後、自らの活動へ直接効果が期待できるか。(所属団体等の活動への効果)
	3	研修後、将来的に市全体のまちづくりへの貢献が期待できるか。 (他団体や他の主体の活動への貢献・協力)
	4	申請金額は妥当か。

※提出された書類に虚偽の記載があったとき、審査員に個別に接触したとき、その他不正な行為があったときは、審査の対象から除外します。

5 実績報告

(1) 実績報告に必要な書類

- ①まちづくりびと支援事業実績報告書(☆)
- ②まちづくりびと支援事業補助金決算書(☆)
- ③まちづくりびと支援事業補助金ふりかえりシート(☆)
- ④まちづくりびと支援事業補助金請求書(☆)
- ⑤領収書の写し
- ⑥研修の修了を証する書類又は研修資料等の写し



※☆印の書類は、市民協働課に設置しているほか、刈谷市ホームページからもダウンロードできます。(①③④は Word 形式、②は Excel 形式)

(2) 提出期限

研修終了日もしくは交付決定日のいずれか遅い日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日まで提出してください。提出がない場合、補助金をお支払いすることができません。

※必要に応じて、研修内容を実績報告会等で発表していただくことがありますので、ご協力をお願いします。

刈谷市市民活動支援基金

かりや夢ファンド

市民活動支援基金「かりや夢ファンド」とは、市民・事業者・行政などからの財源により、刈谷市民が刈谷のまちをよくするために自主的に行う活動・団体を応援する補助金制度です。

まちづくり活動支援事業補助金 【申請額5万円以下】 令和7年度活動団体 募集の手引き

市民団体などが、刈谷市の地域文化、人材などの地域資源を活用しながら、継続して自主的に行う公益的なまちづくり活動の経費を支援します。

補助金の交付：今年度交付可能！

事業対象期間：令和7年8月1日～8年3月31日

上限額：5万円

補助率：1/2

審査：書類審査のみ！



新たに立ち上がった団体なども、気軽にチャレンジできます！

＜受付期間＞

令和7年4月1日（火）～5月14日（水）

午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

申請様式ダウンロード



QRコードは、デンソーウェーブの登録商標です。

【問合せ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住 所：〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

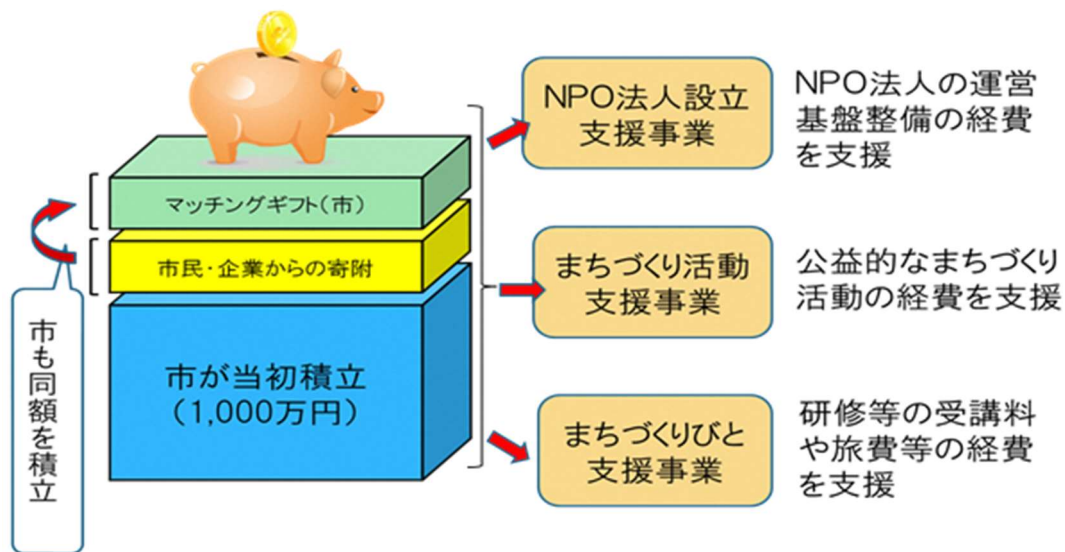
電 話：0566-95-0002 FAX：0566-27-9652

メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

1 かりや夢ファンドの仕組み

■「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する総合的な基金を元に、平成 22 年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めて「かりや夢ファンド」に寄附することにより、まちづくりに参加することができる仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。



■まちづくりって、具体的にどんな活動を意味しているの？

まちづくりとは、自分たちのまちがどのようなまちであったらよいかを考え、話し合い、生き生きと暮らせるような空間・社会・仕組みをつくっていくことを示しています。

具体的な活動としては、次のような活動が挙げられます。事業をイメージする参考にしてください。

(特定非営利活動促進法より抜粋)

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動 | (11) 国際協力の活動 |
| (2) 社会教育の推進を図る活動 | (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| (3) まちづくりの推進を図る活動 | (13) 子どもの健全育成を図る活動 |
| (4) 観光の振興を図る活動 | (14) 情報化社会の発展を図る活動 |
| (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | (15) 科学技術の振興を図る活動 |
| (6) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 | (16) 経済活動の活性化を図る活動 |
| (7) 環境の保全を図る活動 | (17) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動 |
| (8) 災害救援活動 | (18) 消費者の保護を図る活動 |
| (9) 地域安全活動 | (19) 上記に挙げた活動に準ずる活動として |
| (10) 人権の擁護または平和の推進を図る活動 | 県又は指定都市の条例で定める活動 |
| | (20) 上記に挙げた活動を行う団体の援助 |

2 制度の内容

補助概要	刈谷市内で市民団体などが自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。
対象期間	令和7年8月1日～8年3月31日
補助対象	次の要件を全て満たす事業 ①市民団体が自ら主体的に実施する事業 ②広く刈谷市民が参加できる公益的な事業 ③刈谷市の地域文化、人材等地域資源の活用を図る事業 ④独創性または先駆性がある事業 ⑤発展性または継続性が見込まれる事業 ⑥他の市民団体と協働して行うことが見込まれる事業
対象経費	①謝礼金（講師、出演者等への謝礼金） ②旅費（交通費及び宿泊費） ③消耗品費（資料、チラシの用紙代等） ④食糧費（景品としてのお菓子、飲料等の代金） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑤印刷製本費（チラシ、冊子等の作成費） ⑥通信費（案内文書及び資料の郵送料等） ⑦保険料（イベント保険料、損害賠償保険料等） ⑧使用料及び賃借料（会場等の使用料及び機材等の借上料） ⑨備品購入費（購入価格が概ね3万円を超え、耐用年数が2年以上の物品の購入費） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑩その他の経費（その他市長が必要と認める経費）
対象外経費	①市民団体の構成員に対する人件費、謝礼金、旅費及び食糧費 ②市民団体の運営に関する経常的な経費（光熱水費等）
補助率	補助対象経費の1/2
上限額	上限5万円（1,000円未満切捨て）
継続補助	1団体につき原則2回まで ※コラボ70補助金採択事業は回数に含めない

（1）注意事項

ア まちづくり活動支援事業は1団体につき同一年度1事業までの申請となります。

ただし、事業実施年度が異なる場合はこの限りではありません。

イ まちづくり活動支援事業は、事業継続のための初期段階における支援という観点か

ら、1 団体につき原則 2 回までの補助とします。なお「事業内容」が前回と明らかに異なる場合に限り、申請を受理し審査員の審議により補助を決定しますので、団体として 3 回目の申請をお考えの際は、事前に市民協働課へご相談ください。

- ウ 継続補助を希望する場合も、初回と同様に申請・審査の対象となります。
- エ 同一世帯のみまたは 2 親等以内のみで構成される団体は申請いただけません。
- オ 団体の構成員は 3 人以上である必要があります。
- カ 同補助金と、かりや夢ファンド補助金の別メニューである「NPO 法人設立支援事業補助金（7 月頃募集予定）」の両方を同一年度に申請することはできません。

（２）対象外となる事業

- ア 政治、宗教または営利を目的とした事業
- イ 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある事業
- ウ 事業の主たる効果が刈谷市外で生じる事業
- エ 刈谷市の他の補助金の交付を同一年度に受ける事業（団体の運営に係るものは除く）

3 申請の方法

（１）申請に必要な書類（☆印の様式は、刈谷市ホームページからダウンロード可。）

- ① まちづくり活動支援事業補助金補助対象事業認定申請書（☆）
- ② まちづくり活動支援事業補助金事業計画書（☆）
- ③ まちづくり活動支援事業補助金収支予算書（☆）
- ④ まちづくり活動支援事業補助金申請チェックシート（☆）
- ⑤ 団体規約



（２）提出方法

- ア 電話等にて事前連絡の上、直接市民協働課（刈谷市役所 3 階）へ提出してください。担当職員がその場で内容を確認しますので、時間にゆとりを持ってお越しください。
- イ 事情により、直接提出が難しい場合は、ご相談ください。
- ウ 書類の記入方法などご不明な点は、刈谷市民ボランティア活動センター及び市民協働課で随時対応しますので、お問合せください。
- エ 提出された書類は、情報公開の対象となります（個人情報除く）。あらかじめご了承ください。

4 審査の方法

（１）審査員

審査員は、「共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会員が務めます。
なお、審査員が提案団体の役員・職員である場合は、該当する審査員は、当該事業のみ審査から外れます。

（２）書類審査（令和７年６月頃実施予定）

審査員による審査会にて、次の視点・ポイントに基づき、審査をします。（２５点満点）

審査の視点	審査のポイント	配点
①主体性 協働性	課題を自分ごとと捉え、他の主体に依存することなく、自分たちでできることを行おうとしている。 さまざまな市民や団体が参加し、つながる機会をつくっている。	５
②公益性	まちの課題や市民のニーズに対応し、多くの市民の利益に貢献することができる。 事業を通して人々の共感を得て、意識を向上させていくことができる。	５
③独創性 先駆性	新しい課題やテーマ、視点からの取り組みである。 事業の進め方や手法に工夫があり、団体の特性が活かされている。	５
④実現性	事業計画やスケジュール、収支計画が具体的・妥当である。 団体としての組織力があり、事業を効果的に行うことができる。	５
⑤発展性 継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。	５

（３）採択の方法

提案事業の採択は、基準点（１２．５点）に達している事業のうち、得点の上位から予算の範囲内で申請額の全額補助として採択していきます。

予算額に達する時点の事業については、一部補助という形で採択するものとします。

（４）結果発表

全ての事業の審査結果は、文書で通知するとともに、市ホームページで公開します。

審査の協議内容によっては、対象経費等の再確認や実施に当たっての条件を付す場合があります。詳細については、後日改めて文書で通知した上で、市民協働課による追加調査を行います。条件を満たすことができない事業は、採択を取り消す場合があります。

５ 補助金交付に係る手続き・広報の支援

（１）補助金交付の流れ

事業採択を受けた各団体は、原則として同年８月に「補助金交付申請書」を提出し、同年度内の事業完了後に「実績報告書」及び「補助金請求書」を提出します。

市は、全ての書類を受領、確認した後、指定口座に入金します。（事業完了時に収入額が支出額を上回った場合は、差引額分の補助金を減額します。）なお、補助金請求書に記載する振込先は、原則として申請団体または団体の代表者名義の口座とします。

（２）広報に関する支援

採択された事業は、市民だよりへの掲載や報道機関（テレビ局・新聞社等）への情報提供等、事業 PR のための広報支援についても、可能な範囲で対応します。なお、市民だよりは、令和７年８月１５日号以降の掲載となりますので、予めご了承ください。

6 実績報告・失格事項

(1) 実績報告に必要な書類 (☆印の様式は、刈谷市ホームページからダウンロード可。)

- ① まちづくり活動支援事業実績報告書 (☆)
- ② まちづくり活動支援事業補助金収支決算書 (☆)
- ③ まちづくり活動支援事業補助金ふりかえりシート (☆)
- ④ まちづくり活動支援事業補助金請求書 (☆)
- ⑤ 領収書等の写し

※日付は、令和7年8月1日から8年3月31日までのものが対象です。

宛名や、但し書に「〇〇代として」等が適正に記載されているか確認してください。

- ⑥ 事業の実施状況が分かる写真 (電子データも併せて提出)
- ⑦ その他団体の現状を把握するため参考となる資料

(2) 提出期日

事業が終了してから30日以内又は令和8年3月末のいずれか早い日までに、市民協働課へ提出してください。提出がない場合、補助金をお支払いすることができません。

災害等申請団体の責めに帰すことができない事由により事業を中止した場合、それまでにかかった経費について補助が可能な場合がありますので、ご相談ください。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する申請者は、審査の対象から除外します。

また、補助金交付後に発覚した場合は、補助金を返還していただきます。

- ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき
- イ その他不正な行為があったとき

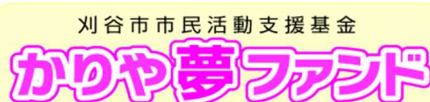
7 その他

以下について、ご協力ください。

- (1) 採択事業の実施状況の写真を、各種報告、市民だより等で使用いたします。
- (2) 必要に応じて、活動内容を実績報告会等で発表していただくことがあります。
- (3) 夢ファンド補助金 PR 用「のぼり」を市民協働課で貸し出していますので、事業実施の際にぜひご活用ください。
- (4) 採択事業に関するチラシやポスター等には、原則、かりや夢ファンドのロゴと『この事業は、かりや夢ファンドの補助金を受けて実施しています。』等の文言を入れてください。ロゴは、市ホームページからダウンロードできます。

《横バージョン》

《縦バージョン》→



地域活動・ボランティア活動の お悩み解決を…

まちづくりコーディネーター が

現場でお手伝いします！



地区の夏祭り。子育て世代にたくさん来てほしい。どうしよう？

楽しい企画会議
のお手伝いをします

ボランティアグループの学習会。上手に進行できるか不安…

当日の進行の
サポートをします

イベントの様子を記録し、協力者への報告や来年の参考にしたい

取材・記録づくり
をサポートします

お問合せは 刈谷市市民協働課へ

まちづくりコーディネーター 依頼から派遣までの流れ

お手伝いに
きてほしいと
思ったら…



その1 申込み

申込用紙に必要事項を記入のうえ、FAXまたはメールにて市民協働課にご提出ください。

その2 事前確認

申込用紙をもとに、依頼する内容を整理・確認します。依頼内容に応じて派遣者が決まります。

※ご希望に添えない場合があります。



**まちづくり
コーディネーターは
こんな人**



まちづくりコーディネーター（まちコ）は、刈谷の市民誰もがいきいきと輝いて暮らせるまちにしていくなめのお世話役の登録制度です。この制度が目指すのは、地域の課題を人任せにせず「自分ごと」と考えて行動する人が増えること、また、いろいろな組織が協力して取り組む「共存・協働のまちづくり」です。

まちづくり活動の企画や運営の仕方、気兼ねなく語り合える対話の場づくり等を学ぶ「つなぎの学び舎」を修了した人が大半です。老若男女、いろいろな活動歴や特技を持つ人25名が登録しています（2025年5月現在）。

これまで、住民会議や、学習会の進行、かりや夢ファンド補助金採択事業のレポート作成など、さまざまな活動を行ってきました（右ページ）。

Q1 誰でも依頼ができますか。困っていることは何でもお手伝いしてもらえますか？

刈谷市に在住・在勤・在学・在活（活動している）の方はお申込み可能です。まちコは、困りごとを依頼者に代わって何でも解決する役割ではなく、解決のために取り組んでいきたい人や団体と一緒に考え応援する仕組みです。依頼内容によっては、応じられないこともあります。まずはお問合せください。

Q2 複数回のお手伝いを頼むこともできますか？

単発のお手伝いも連続的なものも可能です。しかし、ずっと継続的に関わるのではなく、皆さんが取り組みたいことに参加や協力が得やすくなるきっかけづくりをお手伝いするのが制度の趣旨です。

Q3 お手伝いいただく際、費用は必要ですか？

まちコひとりにつき、1件（打ち合わせも含む）あたり3,000円の費用がかかります（交通費などの経費）。原則2人1組で活動します。その他に文具・備品などが必要な場合は、ご依頼者にご負担いただきます。

●刈谷市では、市内各地にまちコがいる状況を目指しています。ぜひ、皆さんの地区の方に、その学習や仲間づくりができる「つなぎの学び舎」の受講をお勧めください！



刈谷市 市民協働課へ（電話 0566-95-0002） 気軽にお問合せください

その3 打合せ

依頼者、まちづくりコーディネーター、市民協働課の三者で打ち合せをします。

活動内容・役割分担などを記したプランを作成します。

その4 派遣&活動

まちづくりコーディネーターが依頼者と力を合わせ、いろいろな人の参加・協力を得て活動を行います。

終了後、派遣の成果・課題についてアンケートにご協力ください。

いきいきした
市民協働の
まちづくり



まちづくりコーディネーター活動事例 & 依頼者の声

地域で行う住民会議の進行をサポート

まちコが、住民会議の進め方について、話し合いのルール（人の話を聞く、批判しない、意見は短く、など）を用いて活発な意見を交わせる会議になるようサポートします。

依頼者の声

若い人、子どもたちからとてもいいアイデアが出ました。価値観の異なる意見が合わさることで、よりよいアイデアが生まれますね。（高須自治区）



かりや夢ファンド補助金の採択事業の取材・レポート作成

かりや夢ファンド補助金の採択事業の打ち合わせや事業実施日の現場にまちコが赴き、その様子をレポートにまとめます。レポートは刈谷市ホームページに掲載し、事業をPRします。

自治会のイベントで、ゲーム等の企画運営をお手伝い

自治会が主催するイベント（災害に強いまちづくりを兼ねた「お宝さがしウォーキング」で、ゲームの考案をまちコが担当しました。

依頼者の声

「宝箱」のアイデアを出してもらったほか、ゲームを担当してもらったことで、親子で楽しめるイベントと好評でした。（西部自治区）

まちづくりコーディネーター派遣依頼申込書

年 月 日

依頼者氏名		(ふりがな) 氏 名		所属 団体等	
連絡先		住所 〒			
		電話	FAX		携帯電話
会議・イベント	名称				
	内容				
	現 状・課題				
	目標				
役割		☐ 会議の進行 ☐ 会議の記録作成 ☐ 企画アドバイス ☐ 企画書作成支援 ☐ 取材・レポートづくり ☐ その他()			
日時		年 月 日() 時 分 ~ 年 月 日() 時 分 ~			
事前面談 希望日		第一希望 年 月 日() 時 分 第二希望 年 月 日() 時 分 第三希望 年 月 日() 時 分			
その他					

【お問合せ先】刈谷市役所市民協働課協働推進係

〒448-8501 刈谷市東陽町1-1 【TEL】0566-95-0002 【FAX】0566-27-9652

【E-mail】kyodo@city.kariya.lg.jp 【HP】<http://www.city.kariya.lg.jp/>

参加者募集集中！

令和7年度 第8期 つなぎの学び舎

「つながる」コツを
学ぶと、活動って
元気になるね！

まちづくり
活動する人を
応援したい！

地域の活動が
もっと活発に
なったらいいな！

聞き上手になって
周りの人を
支えたい！

まちづくりは、
「一人の20歩」より、「20人の一歩」
の方が効果も楽しさもアップします！

そのための上手な話し合いの仕方や魅力的な企画づくりって、慣れてないしよくわからない・・・と感じていませんか？

そんな方にピッタリなのが「つなぎの学び舎」です。地域活動・PTA・ボランティア・NPO活動など、刈谷のひとやまちを元気にしたいと思っている人が集まって、学び&語り&交流を深めながら、「さまざまな人&団体とつながる力」を育てていける講座です。

募集要項

開催期間	令和7年7月5日(土)～令和8年2月7日(土)まで／全7回
開催場所	刈谷市民ボランティア活動センター 談話スペース （刈谷市東陽町1-32-2）
対象者	刈谷市で自治会・女性の会・子ども会・公民館活動といった地域活動や、ボランティア・NPO活動などのまちづくり活動をしている人。これから活動を始めたい人も歓迎です！
定員	20名程度
参加費	無料
修了の要件	・原則4回以上の出席（全7回）と企画書の提出を要件として、修了証を授与します。 ・修了された方には、「認定つなぎびと」として「まちづくりコーディネーター」へ登録し、まちづくり活性化に向けて活躍していただくことを期待しています。 ※詳しくは、刈谷市ホームページ「まちづくりコーディネーター登録者募集!」をご覧ください。 https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/shiminkyodo/kyoson/1004028/1004030.html
応募方法	・申込用紙内のQRコードまたは、申込用紙に必要事項を記入して、郵送、FAX、メールもしくは直接、刈谷市市民協働課へお申込みください。 ・申込用紙は、刈谷市民ボランティア活動センター、各市民センターなど公共施設で配布しているほか、刈谷市ホームページからもダウンロードできます。 ・申込期間終了後、書類選考を行い、その結果を全員にご連絡いたします。（6月下旬予定）
応募締切	令和7年6月16日(月) 必着

「つなぎの学び舎」は、こんな講座です。



① 楽しくって、具体的

さまざまな人・団体とつながりをつくる上で基本になる「話を引き出す」「企画する」「情報を伝える」といった役立つ技術が学べます。講師やゲストは、まちづくりの実践者です。具体的な経験に基づいて学べます。また、講義を聞くだけでなく、グループで話し合ったり、自分の経験を振り返ったり、地域のNPO・地縁組織からお話を聞いたり…。そんな体験を含んだ学びを通して、これからの活動のヒントや目標が自然に見えてきます。



② 仲間や応援者に、出会う

これまで、老若男女はもとより、地域の役員、スポーツやパソコン等の指導者、防災や子育て等のNPO・ボランティア活動のメンバー等、多彩な活動者が参加しています。普段とは異なる人の輪が広がります！

つなぎの学び舎の先輩方とお話する機会もあります。さまざまな人との出会いや参加者同士のつながりによって「参加者や担い手集めて困った時、応援してくれた」という声もよく聞かれます。



③ プランづくりで、夢を形に！

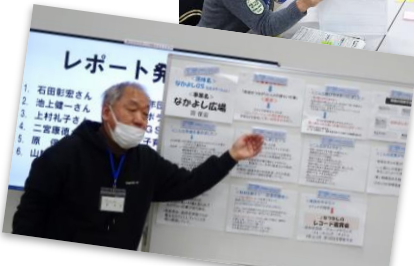
最終回では、「こんなことをやってみたい!」という想いをプランにして発表します。新たな企画でも、今までの活動に(少しだけ)工夫を加えた内容でもOKです。プランをつくることで、実現に一步近づくことができます。

〈過去の受講者が発表したプランの一例〉

- ★ウキウキワクワク元気、笑顔、希望あふれる刈谷まちづくり
- ☆年は取ったがまだまだイケル! 余生はボランティア活動
- ★外国人も一緒にやろう避難訓練、みんなで助け合おう地域の輪
- ☆ルールはだれのため(ゴミ集積所の管理)
- ★世代を越え地域活動の楽しさを伝え、人の輪を広げる
- ☆遊びながら学ぼうさい「誰もが防災士のたまご」
～防災は日常の応用～
- ★こども同士、保護者同士のゆるいつながりづくり『こどものまち』
- ☆ヤングケアラーの今を知る～あなたが繋ぐ支援の糸～

④ 自分にも、他者にも活かせる

これまでのつなぎの学び舎 修了生は、自身で発表したプランに取り組んでいたりと、学び舎でのご縁から他の活動の協力に回ったり、自分の知り合いに声をかけてつながりづくりに一役買ったりと、大小問わず、学んだことを様々な形で活かしています。



まちづくりコーディネーターとは？

まちづくりコーディネーター(通称:まちコ)は、刈谷市民の誰もがいきいきと輝いて暮らせるまちにしていけるためのお世話役です。「まちづくりを“他人ごと”にせず、“自分ごと”として取り組む人を刈谷で広げる工夫をしていくひと」「地域活動やボランティア・NPO活動等を行っている団体同士、また、企業や大学等とのつながりづくりをサポートするひと」です。刈谷市では、そんな「つなぎびと」となって、魅力的なまちづくりを進めていきたい人たちが出会い、学びあう「つなぎの学び舎」を実施しています。

詳しくは、QRコードからご覧ください。
※QRコードは、デンソーウェーブの登録商標です。



<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/shiminkyodo/kyoson/1004028/index.html>

講座内容

まちづくり活動の企画や運営の仕方、話し合いにおけるファシリテーションなど、地域の会議や行事の開催といった様々な機会に活かせるスキルを楽しく学びます。

【第1回】まちづくりの想い、聴いて語ろう

7月5日(土) 13:30~16:45

刈谷でまちづくりを実践している、まちづくりコーディネーターなどから、「つながりづくり」の大切さを学びます。その後、受講者同士が知り合い、各自が取り組んでいること／こんなことやれたらいいなと思う夢をざっくばらんに語り合います。

【第2回】話し合いの「ファシリテーション」とは

8月2日(土) 13:30~16:45

まちづくりでは、一人ひとりのつぶやきを組み合わせることでグループの合意を醸成する話し合いが大切です。体験を通して、ファシリテーションの心構えや基本スキルを学びます。

【第3回】まちづくり活動の現場から学ぼう

9月6日(土) 13:30~16:45

暮らしやすいまちづくりを担う「自治会・公民館活動」、新しい社会課題に取り組む「NPO・ボランティア活動」など現場のお話を伺い、まちづくりの喜び・苦勞について学びます。

【第4回】まちづくり活動の企画をたてよう

10月4日(土) 13:30~16:45

自分のやりたい活動が、地域に必要とされる活動になり、みんなが楽しく参加できる活動にするため、まちづくり活動の企画のコツを学び、自分が関わっている(関わりたい)活動の魅力アップを考えます。

【第5回】話し合いの「場づくり」とは

11月1日(土) 13:30~16:45

講義や一方的な情報提供にとどまらず、参加者がより学びを深め、創造的に話し合える「場づくり」とは何か、どんな手法が使えるのか、また、第7回企画発表に向けたプレゼン手法(KP法)も学びます。

【第6回】つながりたい！広報の仕方を考える

12月6日(土) 13:30~16:45

企画した活動への参加者募集やボランティア募集など、伝えたい人々に伝わるための広報の仕方を考えます。

【実習】企画書作成、発表準備

講座での学びを活かして、自らが関心ある身近な出来事や課題解決のためのまちづくり活動、または話し合いの場づくりを企画立案し、最終回に発表します。企画書を作成する上で、参考となる事例の調査(インターネットや市民ボランティア活動センター等を活用)を課題とします。

【第7回】わたし発のまちづくりを提案しよう

2月7日(土) 13:30~16:45

講座での学びや仲間との出会いを活かして、自ら取り組んでいる／取り組みたいまちづくり活動、または話し合いの場づくりの企画案をまとめ、発表します。そして、今後は「つなぎびと」としてどう行動していくか宣言をします。

講師紹介



第1回講師

こめだ まさひろ

米田 正寛さん

刈谷市民ボランティア活動センター
センター長



40歳の時阪神淡路大震災が発生し、3日後に単独で現地へ。東日本大震災では、次男とともに被災家屋復旧活動を行う。2016年の熊本地震の避難所でNPO法人愛知ネットと活動とともにし、2ヶ月後に愛知ネットの職員となる。現在は、刈谷市民ボランティア活動センターで働くと共に、「米こめ倶楽部」や「どろん子道場」「輪〜ど・ピレッジ小垣江」の代表を務める。

第4回講師

いけだ てつや

池田 哲也さん

(一社) 地域問題研究所
事業部長



1999年に(社)地域問題研究所に入所し、地域コミュニティの活性化や参加型まちづくり、地域福祉、子育て支援などの調査・研究に携わる。近年は、名古屋市や愛知県などの老人クラブ連合会の研修や方針づくり、子ども会活動の活性化、東三河における歴史や環境美化をテーマにした関係人口創出なども支援している。自身も愛知県岩倉市にて、市民活動団体の代表として町内会活性化の取組を実践中。

第6回講師

おだ もとき

織田 元樹さん

(特非)ボラみみより情報局
代表



1999年7月「ボラみみより情報局」を設立。ボランティア情報誌「ボラみみ」を1万部発行し地域のスーパーや書店など700箇所でも無料配布。物資寄贈、広報物を制作、イベント・研修、相談など、ボランティアやNPOに関わる事業を展開。

全体ファシリテーター

第2回、第5回講師

いなば ひさゆき

稲葉 久之さん

フリーランスファシリテーター



大学で国際開発学を学び、青年海外協力隊、NGOなどアフリカで5年間活動。その後、国内まちづくりNPOや地方創生事業に従事し、2017年からフリーランス・ファシリテーターとして活動。大学の非常勤講師(愛知淑徳大学、金城学院大学、日本福祉大学、南山大学、名古屋市立大学)、(特活)アイキャン理事。

会場 (全回共通)

刈谷市民ボランティア活動センター
談話スペース (刈谷市東陽町1-32-2)

受講者の声

これまでに「つなぎの学び舎」を受講した人は、延べ**188名!**
受講者とまちづくりコーディネーターの派遣を依頼した方の声を紹介します。



松尾 友美さん

第2期修了生／まちコ活動歴10年

一番印象深かった講座は、企画書づくりです。仕事以外に活動をしていない中で、企画書をどのように書こうかと思っていました。ですが、写真の撮影方法を学んだことを活かして書くことができました。また、まちづくり活動に参加するようになった際に、企画書づくりで学んだ方法から自分の考えを整理できるようになりました。



桑畑 忠則さん

第5期修了生／まちコ活動歴4年

つなぎの学び舎は、仲間との出会いの場です。「まちづくり」「つなぎ」というキーワードが気になって参加しましたが、同じような志を持つ人が集まる場だと思います。講座だけでなく今後の活動でもご縁のある仲間の輪が広がる場でした。



岡 由香さん

第3期修了生／まちコ活動歴8年

スキルだけではなく、人との関わり方も学びました。学校や会社などではない、「なにかしたい」と思う気持ちで集まる場では技量や熱量が必要であることを学びました。先輩のまちコなどの協力を得て受講する中で、「自分から動かなければ何も変わらない!」という思いに変わり、自分の努力が形になったことで達成感を味わいました。



飯島 明子さん

第6期修了生／まちコ活動歴2年

つなぎの学び舎では、みんなで考えたり、自分の考えを発表することで、自分は何がやりたいのか整理できました。その上で、周りの支えやチームワークが大切なことにも気付きました。これからは、学んだことを活かして、人をつないだり、支えられる人になりたいと思っています。

まちづくりコーディネーター 派遣依頼者の声



鈴木 勉さん

第7期修了生
重原自治会長、保護司、防災士

「元気な地域応援交付金」を活用する際に、住民会議にまちコさんをファシリテーターとして派遣していただきました。住民会議を通して、まちコさんは、皆さんの意見を引き出し、自分以外の意見も聞き、みんなで答えを出すために手助けを行う人であると体感しました。

それをきっかけに「つなぎの学び舎」を受講し、今では重原地区を拠点に、まちコの実践として大好きな重原地区等で活動を行っています。



岡本 眞幸さん

元 小山自治会長

コロナ禍をきっかけに、各地域の問題点についてアンケートを実施した結果、どの地域も似たような課題・問題を抱えていることがわかり、それらを解決する手助けとして、まちコさんの派遣を市民協働課へ依頼しました。まちコさんには、マンダラートを活用して地域の問題を一緒に考えるワークショップを行っていただきました。

ひとつのグループでは、「ゴミステーションが汚い」という問題から、ゴミ出しルールの手順書を作成することができました。まちコさんの協力で、地域の問題を解決するきっかけになりました。参加者からは、「問題解決の手順が分かり易かった」「色々な意見を聞くことができた」「非常に参考になった」等、まちコさんたちに感謝する言葉が多く聞かれました。



ワークショップの様子。まちコさんと一緒に、考えました!

申込・問い合わせ先

刈谷市役所 市民協働課

〒448-8501 刈谷市東陽町1-1

【TEL】0566-95-0002

【FAX】0566-27-9652

【E-mail】kyodo@city.kariya.lg.jp

【HP】<https://www.city.kariya.lg.jp>

参加費
無料

つ な ぎ の 学 び 舎 ・ リ カ レ ン 人

まちづくり
ステップアップ講座

まちづくりは、「一人の20歩」より、「20人の一歩」の方が効果も楽しさもアップします！

刈谷のひとやまちを元気にしたいと思っている人が集まって、学び&語り&交流を深め、さまざまな人や団体とつながることで、楽しみながら地域の困りごとを解決していく力を育んでいきます。地域活動・PTA・ボランティア・NPO活動など、まちづくり活動での実践に役立つ力を高める講座です。

まちコ
限定企画【第1回】
共感や協力を得る方法2025年6月8日(日)
13:30~16:30刈谷市民ボランティア活動センター
(刈谷市東陽町1-32-2)

NPOやまちづくり活動に欠かせない「人」と「お金」。多様な人から共感を得て、活動のサポートや一緒に運営してくれる仲間を募るために、何をどのように伝えていく必要があるのでしょうか？募集の仕方から運営の方法について学びます。

【第2回】 まちコ企画をしよう！
企画会議
会議のデザイン、場づくりの準備2026年2月21日(土)
9:30~12:30刈谷市民ボランティア活動センター
(刈谷市東陽町1-32-2)

まちづくりコーディネーター(まちコ)の活動を市民に知ってもらい、まちコと市民が交流を図る場づくりを考えます。「まちコの総会(仮)」の開催を題材に、企画会議を行いながら、場のデザインについて学びます。

※まちコ限定企画は、まちコ登録することで参加可能です。

●対象

刈谷市で自治会・女性の会・子ども会・公民館活動といった地域活動や、ボランティア・NPO活動などのまちづくり活動をしている人

●定員 30名程度

●申込方法

- 裏面のQRコードまたは、申込用紙に必要事項を記入して、郵送、FAX、メールもしくは直接、刈谷市市民協働課へお申込みください。
- 単発での参加申込も可能です。
- 申込用紙は、刈谷市民ボランティア活動センター、各市民センターなど公共施設で配布しているほか、刈谷市ホームページからもダウンロードできます。
- 申込期間終了後、書類選考を行い、その結果を全員にご連絡いたします。

まちづくりコーディネーターとは？

まちづくりコーディネーター(通称:まちコ)は、刈谷市民の誰もがいきいきと輝いて暮らせるまちにしていこうためのお世話役です。「まちづくりを“他人ごと”にせず、“自分ごと”として取り組む人を刈谷で広げる工夫をしていくひと」「地域活動やボランティア・NPO活動等を行っている団体同士、また、企業や大学等とのつながりづくりをサポートするひと」です。刈谷市では、そんな「つながり」となって、魅力的なまちづくりを進めていきたい人たちが出会い、学びあう講座を実施しています。

詳しくは、QRコードからご覧ください。

※QRコードは、デンソーウェーブの登録商標です。


<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/shiminkyodo/kyoson/1004028/index.html>

講師紹介



第1回講師

おだ もとき

織田 元樹さん

特定非営利活動法人 ボラみみより情報局 代表

1999年7月「ボラみみより情報局」を設立。ボランティア情報誌「ボラみみ」を1万部発行し地域のスーパーや書店など700箇所ですべて無料配布。物資寄贈、広報物を制作、イベント・研修、相談など、ボランティアやNPOに関わる事業を展開。



全体ファシリテーター・第2回講師

いなば ひさゆき

稲葉 久之さん

フリーランスファシリテーター

大学で国際開発学を学び、青年海外協力隊、NGOなどアフリカで5年間活動。その後、国内まちづくりNPOや地方創生事業に従事し、2017年からフリーランス・ファシリテーターとして活動。大学の非常勤講師（愛知淑徳大学、金城学院大学、日本福祉大学、南山大学、名古屋市立大学）、特定非営利活動法人アイキャン理事。



申込用紙

右のQRコードまたは、以下にご記入の上、郵送、ファクス、メールもしくは直接、刈谷市役所市民協働課までお申し込みください。まちコ登録をされている方は、★のみご記入ください。



申込締切

5月26日(月)

まで

(ふりがな) ★氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒		
電話番号	日中に連絡が取れる番号を記入してください。 () -		
FAX	() -		
E-mail			
職業			
勤務先/学校名			
★参加動機			
★参加希望講座 ※複数選択可	☐ 6月8日(日) 共感や協力を得る方法 ☐ 2月21日(土) 企画会議～会議のデザイン、場づくりの準備		



申込・問い合わせ先

刈谷市役所 市民協働課 〒448-8501 刈谷市東陽町1-1

【TEL】 0566-95-0002 【FAX】 0566-27-9652

【E-mail】 kyodo@city.kariya.lg.jp 【HP】 <https://www.city.kariya.lg.jp>

※この講座は、刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会が方針決定し、NPO法人ボランタリーネイバーズが運営支援をしています。

今年度のスケジュールについて

開催日程		開催内容（案）	関連の動き
第 1 回推進委員会 5 月 28 日（水） 15 時～16 時 30 分		（1） 委員の役割確認 （2） 年間スケジュール確認	5 万円以下枠の申請（4/1～5/14）
部 会	第 1 回夢ファンド部会 6 月 24 日（火） 14 時～16 時	・ かりや夢ファンド補助金（まちづくり活動支援事業：申請額 5 万円以下）書類審査 ・ かりや夢ファンド補助金に関する検討 ※時間は申請件数により変更する可能性あり	自治連合会勉強会（6/24） つなぎの学び舎開講（7/5～2/7）
	第 1 回まちづくりん部会 8 月 21 日（木） 14 時～15 時 30 分	地域活動の現場で、共存・協働のまちづくりを進めるための方策について検討	20 万円以下枠の申請(7 月中旬～9 月) NPO 法人設立の申請（同）
第 2 回推進委員会 10 月 15 日（水） 15 時～16 時 30 分		（1） 第 1 回まちづくりん部会の協議報告 （2） 第 1 回夢ファンド部会の協議報告 （3） 市民協働事業実施報告	
部 会	第 2 回夢ファンド部会 11 月 12 日（水） 14 時～16 時	・ かりや夢ファンド補助金（まちづくり活動支援事業：申請額 20 万円以下、NPO 法人設立支援事業）書類審査 ※時間は申請件数により変更する可能性あり	
	第 2 回まちづくりん部会 令和 8 年 1 月 20 日（火） 10 時～11 時 30 分	地域活動の現場で、共存・協働のまちづくりを進めるための方策について検討	
	第 3 回夢ファンド部会 【公開審査会】 令和 8 年 1 月 24 日（土）	・ かりや夢ファンド補助金（まちづくり活動支援事業：申請額 20 万円以下、NPO 法人設立支援事業）公開審査 ※時間は申請件数により設定する	
第 3 回推進委員会 令和 8 年 3 月 10 日（火） 10 時 30 分～12 時		（1） 第 2 回まちづくりん部会の協議報告 （2） かりや夢ファンド補助金審査結果の報告 （3） 市民協働事業実施報告	